

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考
<p>目次（中略）</p> <p><u>【別表1】公益的機能別施業森林の区域</u> <u>【別表2】公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法</u> <u>【別表3】基幹路網の整備計画</u> <u>【別表4】森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域</u> (以下略)</p>	<p>目次（中略）</p> <p><u>別表1</u> <u>別表2</u> <u>別表3</u> <u>別表4</u> (以下略)</p>	別表の標題を追加。
(図) 大津市の位置 <u>(対図番号の削除)</u>	(図) 大津市の位置	
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 本市の森林面積は市の総面積の5.4%に当たる25,115haで、そのうち国有林が2,983ha、民有林が22,132haである。民有林の資源内容をみると、人工林が8,941ha、天然林が12,100ha、その他未立木地等が1,091haとなっており、人工林率は40%で県平均の4.4%よりやや下回っている。 民有林の所有状況は個人有が4.2%、会社・社寺有が1.8%、公社・公团有が9%、公有が4%、その他2.7%となっている。 また、民有林における森林の材積（未立木地等を除く。）は4,430千m ³ で、その内訳は人工林が2,596千m ³ 、天然林が1,834千m ³ となっている。 民有林における人工林の齢級構成をみると、保育を必要とする7齢級以下が320haで全体の4%となる一方、8～10齢級が2,020haで全体の23%、11齢級以上が6,601haで全体の74%を占めており、高齢級林分の比率が高くなっている。 (以下略)	I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 本市の森林面積は市の総面積の5.4%に当たる24,990haで、そのうち国有林が2,983ha、民有林が22,007haである。民有林の資源内容をみると、人工林が8,895ha、天然林が12,020ha、その他未立木地等が1,092haとなっており、人工林率は40%で県平均の4.4%よりやや下回っている。 民有林の所有状況は個人有が4.2%、会社・社寺有が1.8%、公社・公团有が10%、公有が4%、その他2.6%となっている。 また、民有林における森林の材積（未立木地等を除く。）は4,306千m ³ で、その内訳は人工林が2,517千m ³ 、天然林が1,789千m ³ となっている。 民有林における人工林の齢級構成をみると、保育を必要とする7齢級以下が480haで全体の5%となる一方、8～10齢級が2,340haで全体の26%、11齢級以上が6,075haで全体の68%を占めており、高齢級林分の比率が高くなっている。 (以下略)	各種数値の更新。
II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 (中略) オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針（削除）」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。 また、林産物の搬出方法に当たっては、林地の保全等を図るために、地域森林計画第4の1(3)で定めがある場合は「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針（削除）」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。	II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 (中略) オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。 また、林産物の搬出方法に当たっては、林地の保全等を図るために、地域森林計画第4の1(3)で定めがある場合は「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。	林野庁長官通知の改定に伴う修正。

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考
II 第1 3 (略) 第2 (略) 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法 (表) 標準的な方法 <u>間伐率（本数率）はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。（削除）（材積率で35%以下）。（削除）</u>	II 第1 3 (略) 第2 (略) 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法 (表) 標準的な方法 <u>林冠がうっ閉し、林木相互に競争が発生し始めた頃、概ね20～30%の間伐率で実施する。対象は不良木を中心に選定するが、林分構成が均一となるよう実施する。（材積率で35%以下）。</u> <u>対象は不良木を中心に選定するが、林分構成が均一となるよう実施する。</u>	湖南地域森林計画に準拠する形で表現の修正。
2~3 (略) 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (略) (1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ア 区域の設定 水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。 イ 森林施業の方法 森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については【別表2】により定めるものとする。 (以下略)	2~3 (略) 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (略) (1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 ア 区域の設定 水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。 イ 森林施業の方法 森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については【別表2】により定めるものとする。 (以下略)	別表について、視認性向上のため修正。
(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林 ア 区域の設定 次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。 (以下略) イ 森林施業の方法 (中略) それぞれの森林の区域については【別表2】のとおり定める。 (以下略)	(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林 ア 区域の設定 次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定める。 (以下略) イ 森林施業の方法 (中略) それぞれの森林の区域については【別表2】のとおり定める。 (以下略)	

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考
II 第4 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (1) 区域の設定 <p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p> 3 (略)	II 第4 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (1) 区域の設定 <p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p> 3 (略)	別表について、視認性向上のため修正。
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 1~3 (略) 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 <p><u>森林経営管理制度については、人家等に隣接し、間伐等の整備が遅れている人工林において、森林が有する公益的機能の發揮を目的として活用することを基本とする。これらの人工林に対し、本市は森林所有者の意向を確認の上、経営管理権集積計画の策定に基づき経営管理権を設定するとともに、森林経営管理事業を実施することとする。</u></p> <p><u>また、森林整備の速やかな実施を図る観点から、森林所有者との協定に基づく森林整備についても積極的に取り組むこととする。</u></p> <p><u>経営管理権集積計画の策定にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。</u></p> 5 (略) 第6 (略)	第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 1~3 (略) 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 <p><u>市内の森林において、森林経営管理制度に沿った経営管理を進めるため、森林環境譲与税を活用して意向調査等に取り組んでいく。</u></p> 5 (略) 第6 (略)	本市の取組内容を反映する形で修正。
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 1~2 (略) 3 作業路網の整備に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項 <p>(中略) イ 基幹路網の整備計画 本市に関する基幹路網の整備計画については【別表3】に示す。 (以下略)</p> 4 (略)	第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 1~2 (略) 3 作業路網の整備に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項 <p>(中略) イ 基幹路網の整備計画 本市に関する基幹路網の整備計画については別表3に示す。 (以下略)</p> 4 (略)	別表について、視認性向上のため修正。

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考																								
<p>II 第8 その他必要な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 <u>(削除)</u></p> <p><u>林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用等、林業機械の利用体制について積極的に取り組むものとする。</u></p> <p><u>林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第7の1に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項」を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。</u></p> <p><u>また、森林施業に係る測量や調査においても効率化を図るために、GNSS測定機器やドローンといったICT機器等を積極的に活用することとする。</u></p> <p>(表) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの一例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>作業システム（主要組み合わせ機械）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系</td><td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウィンチ付グラップル チェーンソー ハーベスター ブロセッサ フォワーダ グラップル トラック ハーベスター (トラック)</td></tr> <tr> <td>架線系</td><td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングヤーカー チェーンソー タリーカー ブロセッサ グラップル トラック</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用 注2) 架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）</p>	区分	作業システム（主要組み合わせ機械）	車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウィンチ付グラップル チェーンソー ハーベスター ブロセッサ フォワーダ グラップル トラック ハーベスター (トラック)	架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングヤーカー チェーンソー タリーカー ブロセッサ グラップル トラック	<p>II 第8 その他必要な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 <u>作業路等の整備と合わせた高性能林業機械の導入を推進し、省力化による低コスト作業を行うこととし、必要なオペレーターの養成を図る。</u></p> <p>(表) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th><th>現状（参考）</th><th>将来</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐倒</td><td>チェーンソー</td><td>チェーンソー ハーベスター</td></tr> <tr> <td>造材</td><td>↓ チェーンソー</td><td>↓ チェーンソー プロセッサ ハーベスター</td></tr> <tr> <td>集材</td><td>↓ 集材機 林内作業車 ユニック付トラック</td><td>↓ グラップル フォワーダ ユニック付トラック</td></tr> <tr> <td>造林・保育等</td><td>地ごしらえ 下刈 枝打</td><td>チェーンソー 人 力 刈払機 人 力 自動枝打機</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>人 力 刈払機</td></tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	作業の種類	現状（参考）	将来	伐倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスター	造材	↓ チェーンソー	↓ チェーンソー プロセッサ ハーベスター	集材	↓ 集材機 林内作業車 ユニック付トラック	↓ グラップル フォワーダ ユニック付トラック	造林・保育等	地ごしらえ 下刈 枝打	チェーンソー 人 力 刈払機 人 力 自動枝打機			人 力 刈払機	湖南地域森林計画に準拠する形で表現の修正。
区分	作業システム（主要組み合わせ機械）																									
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウィンチ付グラップル チェーンソー ハーベスター ブロセッサ フォワーダ グラップル トラック ハーベスター (トラック)																									
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングヤーカー チェーンソー タリーカー ブロセッサ グラップル トラック																									
作業の種類	現状（参考）	将来																								
伐倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスター																								
造材	↓ チェーンソー	↓ チェーンソー プロセッサ ハーベスター																								
集材	↓ 集材機 林内作業車 ユニック付トラック	↓ グラップル フォワーダ ユニック付トラック																								
造林・保育等	地ごしらえ 下刈 枝打	チェーンソー 人 力 刈払機 人 力 自動枝打機																								
		人 力 刈払機																								

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考																														
<p>II第8 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>計画的に生産される間伐材等の有効利用と地域材の産地化、銘柄化等付加価値をつけた市場性の高い製品の供給により収益性の向上を図る。</p> <p>また、「<u>(削除)</u>建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、学校施設等の公共建築物について、木造化に努めるとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進する。<u>また、住宅等の一般建築物における木材の利用が促進されるよう関係機関等と連携し情報提供に努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>II第8 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>計画的に生産される間伐材等の有効利用と地域材の産地化、銘柄化等付加価値をつけた市場性の高い製品の供給により収益性の向上を図る。</p> <p>また、「<u>公共</u>建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、学校施設等の公共建築物について、木造化に努めるとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進する。<u>(追加)</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(表) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="3">現状（参考）</th> <th colspan="3">計画</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>位置</th> <th>規模</th> <th>対図番号</th> <th>位置</th> <th>規模</th> <th>対図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製材工場</td> <td>大津市瀬田神領町</td> <td>—</td> <td>△1</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製材工場</td> <td>大津市衣川三丁目</td> <td>—</td> <td>△2</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	現状（参考）			計画			備考	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	製材工場	大津市瀬田神領町	—	△1	—				製材工場	大津市衣川三丁目	—	△2	—				R5年度に改定した方針名および内容に修正。 表の削除。
施設の種類	現状（参考）			計画			備考																									
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号																										
製材工場	大津市瀬田神領町	—	△1	—																												
製材工場	大津市衣川三丁目	—	△2	—																												
<p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</p> <p>(1) 区域の設定</p> <p>(表) 面積 <u>22, 132</u>ha</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(図) 鳥獣害防止森林区域図</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</p> <p>(1) 区域の設定</p> <p>(表) 面積 <u>22, 007</u>ha</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>(略)</p>	数値の更新。 図の差し込み位置の変更。																														
<p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項</p> <p>(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができる区域</p> <p>森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域については、<u>【別表4】</u>のとおり定めるものとする。</p>	<p>V その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>1 森林経営計画の作成に関する事項</p> <p>(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができる区域</p> <p>森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域については、<u>別表4</u>のとおり定めるものとする。</p>	別表について、視認性向上のため修正。																														

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考
V 2~3 (略) 4 森林の総合利用の推進に関する事項 <u>(削除)</u> <u>大津市立葛川森林キャンプ村については、民間への土地貸借による利活用を実施している。</u> 5 (略)	V 2~3 (略) 4 森林の総合利用の推進に関する事項 <u>(表) 森林の総合利用施設の整備計画</u> <u>※葛川森林キャンプ村については、民間への土地貸借による利活用を検討しているため、未定としている。</u> 5 (略)	表の削除。 旧葛川キャンプ村における土地利活用事業について記載。
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 <u>該当なし</u>	6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 <u>市内の森林において、森林経営管理制度に沿った経営管理を進めため、森林環境譲与税を活用して意向調査等に取り組んでいく。</u>	計画期間内に市森林経営管理制度事業を実施する場合等に記載することとし、記載を修正。
7 その他必要な事項 (1)～(2) 略 (3) 本市は現在 <u>(削除) 1.7</u> ha の森林を所有しており、保育の必要な人工林については、保育、間伐等を実施することとする。 (4) 略	7 その他必要な事項 (1)～(2) 略 (3) 本市は現在 <u>人工林を中心に 2.4</u> ha の森林を所有しており、保育の必要な人工林については、保育、間伐等を実施することとする。 (4) 略	数値の更新。
【別表1】 <u>公益的機能別施業森林の区域</u> 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 旧志賀町 (中略) <u>100イ</u> <u>101イロ</u> <u>102イロハ</u> <u>103イ</u> (以下略) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 旧志賀町 (中略) <u>100イ</u> <u>101イロ</u> <u>102イロハ</u> <u>103イ</u> (以下略) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 旧志賀町 <u>88イホ</u> 旧大津市 3ハニ、38ハ、40口、163 <u>イロハニホヘトチリル</u> 、164ト <u>チリオ</u> <u>ヲ</u> 、230イロハニホ、232ハ	【別表1】 <u>(追加)</u> 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 旧志賀町 (中略) <u>(追加)</u> (以下略) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 旧志賀町 (中略) <u>(追加)</u> (以下略) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 旧志賀町 <u>該当なし</u> 旧大津市 3ハニ、38ハ、40口、163トチリ、164ト、230イロハニホ、232ハ	別表の標題を追加。 各種数値の更新。 官公造林返地箇所について追加。 特に効率的な施業が可能な森林の追加設定。

大津市森林整備計画（変更案）と現計画の新旧対照表

変更案	現計画	備考
【別表2】 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法 (表) 面積 (ha)	【別表2】 <u>(追加)</u> (表) 面積 (ha)	別表の標題を追加。 数値の更新。
【別表3】 (略)	【別表3】 (略)	
【別表4】 森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区域 (表) 区域名：北小松・南小松 林班 1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/ <u>100/101/102/103</u> 区域面積 (ha)	【別表4】 <u>(追加)</u> (表) 区域名：北小松・南小松 林班 1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20 区域面積 (ha)	別表の標題を追加。 官公造林返地箇所について林班名追加。 数値の更新。
参考資料1 (1)～(2) 略 (3) 森林資源の現況等 ①保有者形態別森林面積 ②民有林の齡級別面積 ③～④略 (4)～(7) 略	参考資料1 (1)～(2) 略 (3) 森林資源の現況等 ①保有者形態別森林面積 ②民有林の齡級別面積 ③～④略 (4)～(7) 略	数値の更新。
参考資料2 (略)	参考資料2 (略)	